

## 第20回食育推進全国大会協賛要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「第20回食育推進全国大会」(以下「大会」という。)の趣旨に賛同する法人、その他団体又は個人(以下「企業等」という。)が、大会及び大会関連行事(以下、「大会行事」という。)に協賛する際に必要な事項について、第20回食育推進全国大会徳島県実行委員会(以下「実行委員会」という。)が定めるものです。

### (協賛)

第2条 この要領において、協賛とは、企業等が実行委員会に対して行う次の各号に掲げる行為とします。

- (1) 資金協賛 大会行事の実施に要する資金(以下「協賛金」という。)の提供
- (2) 物品協賛 大会行事の実施に要する物品(以下「協賛物品」という。)の提供
- (3) 役務協賛 大会行事の実施に要する役務等(以下「協賛役務」という。)の提供

2 前項第2号に規定する協賛物品は、別表1「協賛物品の例示」を参考に物品協賛を申し込みいただける企業等と実行委員会が協議し決定することとします。

なお、協賛物品には、協賛していただいた企業等の名称及び大会支援呼称を表示することができます。

3 第1項第3号に規定する協賛役務は、別表2「協賛役務の例示」を参考に役務協賛を申し込みいただける企業等と実行委員会が協議し決定することとします。

### (募集期間)

第3条 募集期間は、次の各号のとおりとします。

- (1) 一次募集 令和6年12月20日(金)まで
- (2) 二次募集 令和7年4月25日(金)まで

### (協賛依頼)

第4条 実行委員会は、大会の趣旨に賛同する企業等に対して協賛を依頼することができます。

### (協賛の申込等)

第5条 協賛を申し込みいただける企業等は、あらかじめ第20回食育推進全国大会協賛申込書(別記様式第1号。以下「申込書」という。)を実行委員会会長に提出していただきます。

2 実行委員会会長は、申込書の提出があった場合、第10条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、速やかに受理し、申込者に対し第20回食育推進全国大会協賛申込受理書(別記様式第2号。以下「受理書」という。)により受理した旨を通知します。

### (協賛金の納入等)

第6条 資金協賛を行おうとする企業等は、前条第2項による通知を受けた場合、受理書とともに送付される第20回食育推進全国大会協賛金振込依頼書(別記様式第3号。以下「振込依頼書」という。)により、実行委員会が指定する受入口座へ協賛金を納入していただきます。

2 協賛金の領収書は、金融機関が発行する振込金受取書をもって代えさせていただきます。ただし、申込者の希望により、実行委員会会長が第20回食育推進全国大会協賛金領収書(別記様式第4号。以下「領収書」という。)を発行することもできます。

### (物品・役務の受入れ)

第7条 物品協賛又は役務協賛を行おうとする企業等は、第5条第2項による通知を受けた場合、実行委員会が指定する方法により協賛物品の納品や協賛役務の提供をしていただきます。

2 実行委員会は、物品又は役務協賛において協賛者が希望する場合、物品又は役務の提供を受けたことを証する第20回食育推進全国大会協賛物品・役務受領証明書(別記様式第5号。以下「証明書」という。)を発行いたします。

3 第2条第2項により協賛物品に企業等の名称及び大会支援呼称を表示する場合の文字サイズ・表示方法等は、実行委員会で指定するものとします。

#### (協賛の特典等)

第8条 第6条第1項又は第7条第1項の規定により協賛を行った企業等(以下「協賛者」という。)の特典は、別表3「協賛者特典一覧」のとおりとします。ただし、第7条第1項の規定による協賛者の特典については、実行委員会が協賛内容から換算した金額により、特典一覧の協賛金額の区分に応じたものとします。

2 企業等が複数年(複数回)協賛した場合は、その合計額により算出した額に応じた特典とします。

#### (協賛金の使途)

第9条 協賛金は、その全てを次の各号のいずれかに掲げる経費に充て、目的外使途には一切使用しないものとします。

- (1) 大会行事を広く周知するために要する経費
- (2) 大会行事の実施に要する経費
- (3) その他大会開催に付随する経費

#### (協賛申込の不受理等)

第10条 実行委員会会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を別記様式第6号により通知します。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
- (3) 法令又は公序良俗に反する者
- (4) 大会について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
- (5) その他実行委員会会長が不相当と判断する者

2 実行委員会会長は、第5条第2項により協賛の申込を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金、協賛物品を返戻します。

#### (不可抗力等)

第11条 天変地異、悪天候、交通機関の混乱、ストライキ、内乱、戦争、暴動、伝染病、法令等の制定又は改廃、公権力の行使、その他徳島県及び協賛者の責めに帰することのできない理由により、第20回食育推進全国大会又は徳島県が実施する地元事業の一部若しくは全部の実施が不可能となった場合でもあっても、徳島県及び協賛者は、相互に損害賠償その他一切の責任を追及しない。

2 前項の事由により第20回食育推進全国大会又は徳島県が実施する地元事業の一部若しくは全部の実施が不可能となった場合、徳島県及び協賛者は、それぞれの活動状況、支出した費用、第20回食育推進全国大会又は徳島県が実施する地元事業の開催期間、開催状況、並びに、協賛者が利用し得た特典等を勘案し、協賛金の返還等について協議の上決定する。

3 前項の規定により返還する協賛金は、精算後の余剰金と予定される額を上限とする。

#### (その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、実行委員会会長が定める。

#### 附 則

この要領は令和6年10月16日より施行する。

別表 1 (第 2 条第 2 項関係)

## 協賛物品の例示

1	スタッフユニフォーム (帽子・ポロシャツ等)
2	来場者に配布・提供する物品 (1) 配布物入れバッグ (2) 飲料水 (3) 来場者参加型イベントの景品 等
3	大会イベント等で使用する物品 (1) 食材・調味料 (2) 容器、箸 等
4	ポスターコンクール等の副賞・参加賞として贈呈する物品
5	その他 上記以外に大会の実施に要する物品
	<p><b>【留意事項】</b></p> <p>① スタッフユニフォームや配布物入れバック等については、実行委員会で、協賛物品の規格、色、デザインを指定します。</p> <p>② 協賛者は、協賛物品に「協賛者名、大会支援呼称」を表示することができます。なお、文字サイズ、表示方法等は実行委員会で指定します。</p> <p>③ 協賛者の大会支援呼称は、次のとおりとします。 「〇〇〇 (協賛者名) は第 20 回食育推進全国大会を応援しています。」</p>

別表 2 (第 2 条第 3 項関係)

## 協賛役務の例示

1	会場清掃、来場者誘導等大会運営スタッフの派遣
2	駅や電車内等でのポスター掲示、街頭ディスプレイでの PR 映像放映 等
3	駐車場の貸与、シャトルバス運行 等
4	その他、上記以外に大会の実施に要する役務

別表3（第8条第1項関係）

協賛者特典一覧

	内 容	50万円以上	20万円以上 50万円未満	10万円以上 20万円未満	2万円以上 10万円未満	特典による広告 宣伝期間の考え方
①	大会PRポスター・PRチラシへの協賛企業名またはロゴの表示	◎	◎	◎		令和7年4月から 令和8年3月31日まで
②	大会当日に配布するパンフレットへの協賛企業名、ロゴ、その他企業イメージ等の表示	○	○	○	○	令和7年6月から 令和8年3月31日まで
③	大会会場内における協賛企業名等（主に企業名またはロゴ）の掲載	○	○	○	○	令和7年6月 7日、8日
④	大会ホームページへの協賛企業名またはロゴの表示及びリンク設定	○	○	○	○	協賛申込受理書で 通知された日から 令和8年3月31日まで
⑤	開会式での紹介	○	○			令和7年6月7日 （大会初日）
⑥	ブースの無償提供	◎	◎			—
⑦	感謝状贈呈	○				感謝状贈呈日から 令和8年3月31日まで

【留意事項】

1 協賛者の特典区分について

「◎」及び「○」印部分が協賛者特典となります。なお、「◎」印部分は一次募集期間に協賛をいただいた方の特典となり、「○」印部分は二次募集期間に協賛をいただいた方の特典となります。

2 「①」～「④」の協賛者特典の取扱いについて

掲載については協賛金の多い順とし、同額の場合には申込み順とさせていただきます。なお、金額と申込みが共に同じ場合は、五十音順に紹介させていただきます。また、協賛金に応じて、表示の大きさや色を調整させていただきます。

3 ④大会ホームページへの掲載について

大会ホームページでの掲載期間は、協賛金納入後（または協賛物品の納品後）から令和8年3月31日までの予定です。

4 ⑥ブースの無償提供について

飲食・販売ブース 1ブース分の出展料を無償といたします。

5 ⑦感謝状贈呈について

開会式での贈呈を予定しております。

6 大会支援呼称の使用について

使用開始時期は、協賛金の納入後（または協賛物品の納品後）とします。

7 「①」、「②」、「⑦」に関する広告宣伝時期の考え方について

チラシ、パンフレット等のデータ及び感謝状贈呈の様子については、令和8年3月31日まで大会ホームページにおいて公開いたします。

8 協賛に係る費用の取扱いについて

法人税法上の取扱いにつきましては、広告宣伝期間のうち広告宣伝期間が最も長い期間（協賛申込受理書で通知された日から令和8年3月31日まで）を基礎として期間配分し、それぞれの期間の属する事業年度の損金の額に算入することができます。

消費税につきましては、適格請求書発行事業者ではないことから、適格請求書の発行はできません。